

さくらユウワ情報

令和3年11月号

〒891-0115

鹿児島市東開町 3-170

TEL099-260-0100 FAX099-260-0113

ホームページ <http://tia.tkcnf.com/>

✉ tia@tkcnf.or.jp

No.490

改正電子帳簿保存法(R4年1月1日～)がスタートします

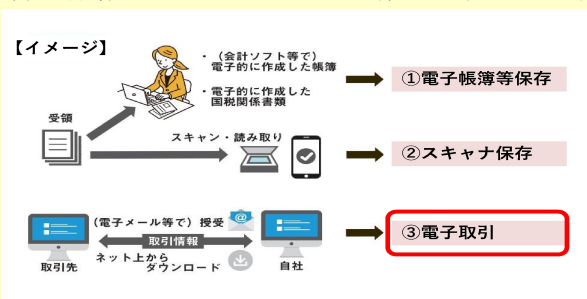
所長 貫見 昌良

(改正) 電子帳簿保存法とは!?

【社長】最近、複数の大手ソフト会社から「経理のデジタル化に向け」というDMが届いています。どうも電子帳簿保存法が変わるので、このままでは問題だという内容です。

【所長】1月1日から改正電子帳簿法がスタートします。電子帳簿保存法は、1998年(平成10年)7月に施行された法律です。正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」です。

【社長】23年も前からあったのですか。そして国税に対する特例なのですね。要は、税務調査等で認められる電子帳簿の保存方法を定めている法律ということですね。今回の改正で何が問題なのでしょう。



【所長】紙のものは紙のままでもかまわないのです。ただ今回大きく変わったのは電子取引です。イメージ図を見て下さい。電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存は次の3つに区分されています。①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引。ここに電子データ保存義務が創設されたのです。つまり受け取った電子データは紙では無く電子のまま保存してねということです。

【社長】えっ! これまでのように紙に印刷して保存じゃダメなのですか。それも来年から。ネットで購入しても画面の請求書でPDFでしか印刷できないものも電子保存しないといけなくなると。だいたい税務署長への申請手続きも間に合いませんよ。

【所長】電子取引の申請手続きは不要です。強制適用になります。取引先からインターネットを介して受け取った電子取引情報は、印刷して紙媒体で保存していても正式な税務書類とはみなされなくなります。税務調査で、消費税に係わるものを除き、電子で提示できなければ税務書類を保存しなかったとみなされて青色申告取消もあり得ると話す専門家もいます。国税庁公表のFAQでは「違反の程度等を総合勘案して適用を判断する」と書かれています。

【社長】それは大変だ。でも税務署のためだけに費用をかけて電子取引対応するというのも何か違う気がします。弊社の電子化・デジタル化はすすめていくつもりですが、もう少し会社の経営計画を詰めてから考えたい。決められた法律はきちんと守るつもりですが、それでも何かいい対策はないのですか?

(改正) 電子帳簿保存法への現実的な対応

【所長】大手のクラウドサービス(TKC証憑ストレージサービス)等を利用するのも一つの方法です。この選択はコストがかかります。このようなシステム対応をもう少し後で決めたいと思う場合には、次のような対策を検討下さい。

(国税庁『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』問33)

【可視性の確保】「取引年月日その他の日付」「取引金額」「取引先」を条件に検索できること。

※税務職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる

【真実性の要件】データの正当な理由がない訂正・削除の防止に関する「事務処理規程」を定め、規定に沿った運用を行い、データの保存に併せて「事務処理規程」を備え付ける。

【社長】いやこれならできそうな気がします。検索機能の確保は、例えばエクセルを利用してデータのファイル名に通し番号を付けておいて一覧表を作成しておけばいいのですね。あるいはデータのファイル名に検索項目を直接入力する方法でもできますね。ところで「事務処理規程」はどこかにひな形がありますか。

【所長】国税庁のHP上記参考資料(各種規程等のサンプル)に(個人事業者の例)(法人の例)の「電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理規定」のワード文書があります。

【社長】お話を聞いて少しホッとしました。今年も残り僅かなので、近いうちに経理責任者と電子取引への対応を具体的にすすめていきます。

【所長】専門誌によるアンケートでは改正電帳法に対応しているとした企業は18%、対応に動いているがまだ完全ではないが43%、対応に動いていないが25%、わからないが15%。8割以上の企業がまだまだの状態のようです。なんとか最低限の仕組みを整えて新しい年を迎えましょう。そして御社のためのデジタル化も是非実現していきましょう。われわれも全力でご支援します。いつでもお気軽にご相談下さい。

社員の「自己実現欲求」を叶えさせたい！

マズローの「人間の欲求5段階図」を下に表示しました。マズローは、人間の欲求は、このように5段階あり最下位の第1段階から自分の欲求が満たされると、その欲求は順次2, 3, 4, 5段階へと上がっていくと言っています。

いま、わが社の社員は、どの段階にいますでしょうか。

今日までの日本社会は、第3段階（人間関係）がクリアできず、第4、第5段階への欲求を内に閉じ込めて、この「第3段階」でストップしているといえます。このままでは生産性の向上は望めません。

最上の5段階に「自己実現欲求」があります。例えば画家であれば、「自分が本当に描きたい絵を描いて、社会から高く評価されて、高い収入を得たい」という欲求。事業経営者であれば、「やりたい事業をして、高い成果（評価）を上げて、納得する利益を得たい」という欲求であります。これは、社員にすれば、「自分がやりたい仕事・得意な仕事をして、誰よりも高い成果を挙げて会社に貢献して、そして納得のいく賃金を得たい」という欲求であります。

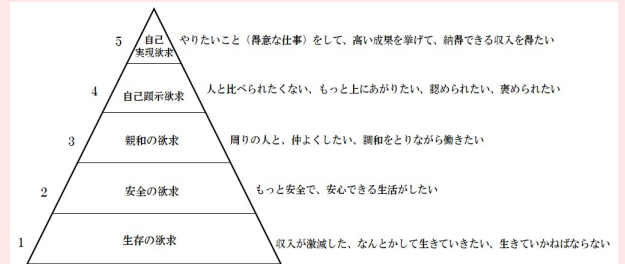
新型コロナウイルスは収束することなく、これが常態化していくと言われています。これから社会（国民）の動きが変わっていくのですから、その変化の方向を見定めて企業も経営を変革しなければ生き残っていきません。

打つべき手の方向は、「生産性（1人当たり付加価値）を上げて、賃金を上げる」ことです。これが企業共通の最重要課題です。その生産性（1人当たり付加価値）を上げる手法はいろいろありますが、全企業に言えることは、社員の「働き方改革」に着手することです。これまでのみんなが仲よく協調して働く「第3段階」の職場から、社員一人ひとりの個性（強み・特徴）を發揮させる「第4段階」の職場へ、さらに最上階「第5段階」の職場へと変革することです。

それには、社員が持っている「自己実現欲求」を叶えさせる経営へ変革させていくことです。

上司（社長）は社員一人ひとりとのコミュニケーションを大事にして、この企業で何をやりたいのか、社員と真剣に話し合っ、社員を適材適所に配置することです。社員はやりたい仕事をさせれば、必ず成果（売上）を挙げます。成果が上がれば、当然賃金も上げられます。どうか「自己実現欲求」—「やりたい仕事をして、高い成果を挙げて、納得のいく給料を得たい」を叶えさせる経営改革に取り組んで下さい。納得する給料を得たいのですから、納得する給与評価制度（仕組み）をつくることに着手して下さい。

マズローの『人間の欲求⑤段階図』



相談役 徳留忠敬

~岩元耕児会長の今月の郷土玩具~

甲州わら駒

私の親友の1人に沖永良部島出身で高校は同級生（下宿も同じでした）で、大学は別だった**高山という男**（後日マレーシア人の女性と結婚して現在も東京在住中）がいます。東京に住んでいた大学2年生の時に、**彼と2人でポンコツ車**（たぶん彼が調達した車だったと思います）に乗って、3~4日かけて伊豆半島一周や富士山近隣地を回ったことがあります。50年近く前のことです。その時に甲府市に行って駅前の土産屋さんで、山梨県で一番有名な郷土玩具の「親子だるま」と一緒に買ったのがこの「甲州わら駒」です。手許の記録によると昭和48年2月21日購入で、買った値段はわずか**170円**となっています。大が**250円**だったと書いていますが、親から仕送りももらっていた学生の貧乏旅行では、たったの80円も上乗せできなかつたんだらうと当時をなつかしく思い出す次第です。このわら駒は地域の**養蚕の守り神**として作られたということですが、小じんまりとしながらも**直線的**に作られたすばらしいわら駒です。



山梨県 甲府市

労働保険と社会保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険のことをいい、社会保険は、健康保険、厚生年金保険、国民健康保険、国民年金等のことをいいます。

- 労災保険は、従業員の業務上及び通勤途上の負傷、疾病、障害、死亡等に対して必要な保険給付を行うことを主な目的としています。
- 雇用保険は、従業員が失業した場合に必要な給付を行うことを主な目的としています。また、育児休業・介護休業の期間中も一定の金銭給付を受けることができます。
- 健康保険は、従業員とその家族が病気やけがをした場合の医療の給付、従業員が病気やケガで休業したときの所得の補償、出産や死亡したときの費用の軽減などを主な目的としています。
- 厚生年金保険は、老齢になったときの老齢厚生年金のほか、病気やけががもとで障害を負い働けなくなったときには障害厚生年金が、死亡したときには家族に遺族厚生年金が支給されます。

農業の労働者の労働保険の適用について、個人経営の場合は、労働者が常時5人未満の場合には、「暫定任意適用事業」といって、原則として任意加入となっています。労働者が常時5人以上いる個人事業と法人事業は、労働保険は強制適用です。

※原則として事業主は、労災保険の適用を受けませんが、農業においては、事業主が加入できる「特別加入制度」があります。個人経営の事業主が「特別加入制度」を利用する場合には、その事業所は強制適用となり、この場合、労働者は労災保険が強制適用されることになります。

「特別加入制度」の適用を受けられていない場合、ご検討をされてみてはいかがでしょうか？



アグリ支援室長 坂口公史



電子帳簿保存法の改正・施行



税理士 加藤 大輔

令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日**から施行されます。

電子帳簿保存法とは、原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで**電子データ（電磁的記録）による保存を可能にすること**、及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたものです。

電子帳簿保存法は、大きく下記3種類に区分されます。

- (1) 電子帳簿等保存 (2) スキャナ保存 (3) 電子取引

1. 電子帳簿保存法の概要

(1) 電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存

(2) スキャナ保存

紙で受領・作成した書類を画像データで保存

(3) 電子取引

電子的に授受した取引情報をデータで保存



2. 改正

令和4年1月1日から施行される主な改正項目は下記の通りです。

◆ 事前承認制度の廃止

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿および書類をデータ保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減する為、**事前承認は不要**となりました。

◆ データ保存の要件緩和

データ保存について、これまで不正・改ざん防止の為タイムスタンプの早期付与や社内規定整備が必要でしたが、次の通り緩和されています。

- 訂正又は削除の履歴が残るシステムで保存される場合の**タイムスタンプ付与を不要**とする。
- タイムスタンプ付与期間の延長(3日以内→最長約2ヶ月以内)
- スキャナ保存における適正事務処理要件の廃止 (相互牽制、定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備等)
- 検索条件を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

◆ 電子取引データ保存の厳格化

電子取引データについて、そのデータの出力書面等の保存が容認されていましたが、**書面保存ができなくなります。**

【書面保存の廃止】

- 電子メールに請求書等が添付された場合
 - 請求書等が添付された電子メールそのものをサーバー等自社システムに保存する。
 - 添付された請求書等をサーバー等に保存する。
- 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合
 - ウェブサイトに領収書等を保存する。 ・ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバー等に保存する。
 - HTMLデータで表示される場合は、表示される領収書等をスクリーンショット(又はPDF等に変換)し、サーバー等に保存する
- 従業員がスマホアプリ等を利用して、経費を立て替えた場合
 - 従業員のスマホ等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。(スクリーンショット可)
- 次の場合も電子取引に該当する。(∴書面保存不可)
 - クレジットカードの利用明細データ ・交通系ICカードによる支払データ
 - スマホアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービス ・ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機の利用



◆ 罰則規定

改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税が10%加重されます。

◆ 優遇措置

事前に届出書の提出があるときは、優良な電子帳簿の記載事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。(但し、申告漏れについて隠蔽し又は仮装された事実がある場合には適用されない。)

国が推進するデジタル化の一環として、電子帳簿保存法推進の障害となっていたタイムスタンプ付与要件等を緩和した一方、電子取引データの書面保存廃止というインパクトが大きい改正となります。

対応に苦慮する企業もあると思いますが、電子化の推進はコストの軽減、セキュリティ対策、リモートワークの推進等業務効率化が期待できます。電子帳簿保存法に対応したシステムを上手に活用して、生産性の向上を目指しましょう。

電子帳簿保存法の改正について

令和4年1月の適用開始が近づいてきましたので、電子帳簿保存法の改正についてお伝えします。電子帳簿保存法は以前から施行されている法律ですが、これまでは条件を整えられる事業者が任意で選択するものでした。それが来年1月からは、電子取引の保存方法について義務化される部分が出来たため、一気に対象事業者が広がります。

まず、電子帳簿保存法では、電子保存の対象となる帳簿書類を①帳簿、②書類、③電子取引に区分しています。①、②についても手続き要件などの緩和が行われましたが、ここでは、全ての事業者に関係が出てくる可能性が高い③の電子取引の保存について説明します。

ここでの電子取引とは、データで受け取る請求書・領収書の事です。受け取り方としては、eメール、インターネット・クラウドサービスからのダウンロード、電子発注システムの利用などがあります。Amazon を利用された事がある方は、イメージし易いかと思います。

このような電子取引についての請求書・領収書の保存方法について、これまでは印刷して紙保存が原則でしたが、これからは電子データとして保存することが義務付けられます。

この保存方法ですが、原則としては検索機能の確保、タイムスタンプの付与や、データの訂正削除履歴が残る又は訂正削除ができないシステム、訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付など要件が挙げられています。

ですが、上記の要件はかなり厳しいものになっているため、国税庁から簡易的な方法も例示されています。

それは、検索性を確保するためにファイル名に、受領日、取引先名、金額を入れるというものです。例として、2022年1月31日に株式会社さくら優和パートナーズから50,000円の請求書がPDFデータで送られてきた場合ですが、

- ① ファイル名を「20220131(株)さくら優和パートナーズ 50,000」とする。
- ② 「取引先名」や「年月」など任意のフォルダに保存する。
- ③ 電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理規定を作成する。とされています。

また、①の代わりに日付、金額、取引先を連番管理する索引簿をエクセル等で作成することも 鹿児島中央支店 上床 格
できます。以上、準備期間もあまりないですが、ご対応をお願い致します。



お茶一杯の日(11月23日)



鹿児島には、「お茶を一杯飲んでゆっくりして行きませんか？」という意味を持つ「茶いっぺ」という風習があり、県茶業界では、11月23日は「お茶一杯の日」と定められています。

知覧茶、霧島茶、みぞべ茶、さつま茶、えい茶、種子島茶など、鹿児島県には多くの茶銘柄がありますが、11月23日は「かごしま茶」に親しみを覚えてもらうためのイベントが県内各地で開催されているそうです。近年は、新型コロナウイルスの蔓延拡大が続いていたことからイベントの開催が難しくなりましたが、調べてみると、南九州市川辺町の「茶いっぺマルシェ」、知覧町の「知覧茶マルシェ」、鹿児島中央駅アミュ広場の「お茶一杯の日」といったイベントがありました。

2019年、鹿児島県の茶の産出額が252億円になり、50年以上トップであり続けた静岡県を抜いて、初めて全国1位になりました。茶の産出額は、栽培農家が摘み取った「生葉」と、それを加工した「荒茶」の産出額の合計で表され、農林水産省の生産農業所得統計で、2019年の産出額は、鹿児島県が生葉163億円、荒茶89億円。静岡県は生葉147億円、荒茶104億円。農林水産省によると、茶の産出額の統計が残る1967年以降、静岡県が全国1位を続けており、2019年は鹿児島県が初めて静岡県の茶の産出額を1億円上回りました。

○2019年の茶の産出額の上位5府県

順位	県名	茶の産出額(単位:円)
1位	鹿児島県	252億
2位	静岡県	251億
3位	三重県、京都府	66億

50年の歴史を塗り替えたことにはもちろん驚きましたが、表から分かるように鹿児島県と静岡県は3位の三重県、京都府の約4倍もの産出額であることに驚きました。さらに、鹿児島県は、南九州市などの平地で大型機械を使った大規模な茶栽培が盛んに行われていることから、生葉の収穫量や荒茶の生産量は微増傾向で産出額も安定しており、そのため、将来の経営見通しが立ちやすいことから担い手不足の問題も深刻化していないのだそうです。

新型コロナウイルスの影響から、今はなかなか気軽に「茶いっぺ」と言えるような状況では無いですが、鹿児島の「茶いっぺ文化」とこういった「イベント」を通して、生産者の方々だけでなく、消費者の私達も一緒に鹿児島のお茶を守っていきたくらいなと思います。



事業繁栄部 前田彩花

お客様紹介

有限会社 清丸水産



佐多岬近海の定置網にかかった新鮮なお魚で作った「炙り鯖と飛魚の混ぜ飯の素」と「炙り鯖茶漬け」は、一旦乾燥させてレトルトに掛けてあるので、歯ごたえがあるのに骨は柔らかいという、魚好きにはたまらない逸品です。ちなみに「炙り鯖茶漬け」は鹿児島県漁業振興大会第54回水産物品評会で鹿児島県知事賞を受賞しました。



店舗は佐多岬に向かう海沿いにありますが、ホームページでの通販やふるさと納税にも出品しています。



ふるさと納税!

有限会社 清丸水産

住所 肝属郡南大隅町佐多馬籠 3697 番地 3

TEL 0994-26-2363

新入社員の紹介

名前 土井 真治(どい しんじ)

特技 サッカー(小学校から高校までサッカー部でした)

趣味 読書(主に小説、なかでも推理小説が好きです。)

自己PR

前職でも会計・監査業務に従事してきました。まだまだ学ぶことはばかりですが、即戦力となれるよう頑張ります。

入社して一言

入社してまだ日は浅いですが、職員の皆さんの温かさを感じています。このような職場で働けることが大変ありがたいです。人との繋がりを第一に日々成長していければと思います。

